

第 2 2 号議案

桶川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

桶川市道路占用料徴収条例（昭和 5 0 年桶川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額(円)			単位	金額(円)
略				略			
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.1メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつき1年	120	法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.1メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつき1年	120
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満 のもの		150		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満 のもの		150
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満 のもの		200		外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満 のもの		200
	外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満の もの		400		外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満の もの		400
	外径が0.4メートル以 上1メートル未 満の もの		630		外径が0.4メートル以 上1メートル未 満の もの		630
	外径が1メートル以上 のもの		920		外径が1メートル以上 のもの		920
				法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設	自動 運行 補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と するもの	地下に 設ける もの その他 のもの
						長さ1メー トルにつき1年	4
							13

					して設置する導線その他の線類			
					道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		1,000
					その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	650
								地下に設けるもの
					その他のもの			1,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル	1,400	法第32条第1項第4号に掲げる施設		
略				につき		につき1年		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

道路法等の一部改正に伴い、自動運行補助施設の設置に係る占用料を規定したいので、この案を提出するものである。